

# 長崎市空き店舗活用にぎわい創出事業費補助金交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、商店街等への魅力ある店舗の出店及び商店街等が実施する空き店舗対策の取組を推進し、今後拡大が見込まれる来訪客の商店街等への誘引及び商店街等を中心とした地域のにぎわいの創出に繋げるため、予算の範囲内において、長崎市空き店舗活用にぎわい創出事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 商店街等 次に掲げるものをいう。

ア 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会

イ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会

ウ 任意の商店街団体又は小売市場（定款又は規約に代表者の定めがあり、かつ、10者以上の事業者で構成されるものに限る。）

(2) 中小企業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(3) 空き店舗 次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

ア 商業活動を行っていない期間が90日以上であること。

イ 市内の商店街等にある建物の1階部分に位置し、かつ、当該店舗の周辺に4軒以上の商業活動を供している店舗が存していること。

ウ 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項

に規定する大規模小売店舗内に位置していないこと。

エ 店舗の借上げに係る契約期間が2年以上であること。

(4) 創業 産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「産競法」という。）第2条第28項に規定する創業をいう。

(5) 日本標準産業分類 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められたものをいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）

）は、補助金の交付の申請日の属する会計年度（以下「実施年度」という。）の2月末日までに完了する事業であって、次に掲げるものとする。

(1) 出店者向け空き店舗活用にぎわい創出事業（以下「出店者向け事業」という。） 商店街等の空き店舗に出店をする事業であって、次に掲げる全ての要件に該当するもの

ア 出店により商店街等及び地域のにぎわい創出に繋がることが見込まれること。

イ 出店した事業について、原則として週5日以上かつ1日6時間以上（午前10時から午後7時までの間に1時間以上）営業を行うこと。

ウ 市内の別の商店街等に存する店舗からの移転による出店でないと。

エ 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）（法人にあっては役員を含む。）と店舗を所有する者が同一世帯又は3親等以内の親族関係でないこと。

オ 日本標準産業分類において、主たる業種が別表第1に掲げる業種

の店舗を出店する事業であること。

- (2) 商店街等向け空き店舗活用にぎわい創出事業（以下「商店街等向け事業」という。）地域のにぎわい創出に繋げるために実施する事業であって、次に掲げるもの（アのみ実施する場合は除く。）

- ア 調査・分析事業 商店街等に必要とされる店舗又は地域コミュニティ拠点の調査及び分析並びにタウンマネージャー等の専門家との空き店舗対策に係る勉強会の実施等
- イ 誘致・可能性調査事業 新規創業者誘致事業、チャレンジショップ（空き店舗を活用した一定期間の試験的な開業をいう。）の実施、空き店舗ツアーの開催、出店希望者とのマッチング事業、出店希望者への専門家の派遣等
- ウ 整備・にぎわい創出事業 地域コミュニティ拠点整備（若者及び子育て世代の交流・休憩スペースの整備、コワーキングスペースの整備等をいう。）、新規創業スペースの整備等

- 2 前項の規定にかかわらず、国、県、市等の助成制度による他の補助金等の交付を受ける事業については、補助対象としない。
- （補助対象者）

第4条 補助対象者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 出店者向け事業 商店街等の組織に加入を行う市内中小企業者又は本市の創業支援等事業計画（産競法第127条第1項に規定する計画をいう。）に基づく特定創業支援等事業（産競法第2条第31項に規定する事業をいう。）を受けて創業を行う者

- (2) 商店街等向け事業 商店街等

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助

の対象としない。

- (1) 営業に関して必要な許認可を取得していないもの
  - (2) 政治団体又は宗教活動を目的とするもの
  - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び公序良俗に反すると認められる事業を営む者を構成員に含むもの
  - (4) その他市長が適当でないと認めるもの
- (補助対象経費及び補助率)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表第2のとおりとする。

(補助金の額及び交付の回数)

第6条 補助金の額は、別表第2左欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる補助対象経費に同表右欄に掲げる補助率を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とし、その上限の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 出店者向け事業 200万円
- (2) 商店街等向け事業 300万円

2 補助金の交付の回数は、同一年度内において、補助対象者につき1回を限度とする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条第1項の期日は、実施年度の12月末日とする。

2 規則第3条第1項第1号の事業計画書は、出店者向け事業にあっては出店者向け空き店舗活用にぎわい創出事業計画書（第1号様式）、商店街等向け事業にあっては商店街等向け空き店舗活用にぎわい創出事業計

画書（第2号様式）とする。

3 規則第3条第1項第2号の収支予算書は、空き店舗活用にぎわい創出事業収支予算書（第3号様式）によるものとする。

4 補助対象者が個人又は創業者の場合は、規則第3条第2項の規定により、同条第1項第3号の書類の添付は、省略するものとする。

5 規則第3条第1項第5号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業費の算出根拠となる書類

(2) 定款又は規約の写し及び団体構成事業者が確認できる名簿（商店街等向け事業を実施する者に限る。）

(3) 空き店舗の位置図、改装等に係る図面、現況の写真及び賃貸借契約書の写し（出店者向け事業又は商店街等向け事業（整備・にぎわい創出事業を実施する者に限る。）に限る。）

(4) 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明書（出店者向け事業を実施する者（創業に限る。）に限る。）

6 補助金を申請しようとする者は、その申請時に仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（軽微な変更の範囲）

第8条 規則第5条第1項第1号に規定する市長が認める軽微な変更は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 補助金の目的の達成及び既に交付の決定を受けた事業計画に基づく補助対象事業の遂行に支障のない範囲の変更であること。
- (2) 補助対象経費の総額の20パーセント以内の変更であって、補助金の増額を伴わないものであること。

(交付の条件)

第9条 規則第5条第1項第4号の市長が必要と認める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 1件当たりの予定価格が10万円を超える支出については、入札又は見積合せを実施した上で契約の相手方を決定すること。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第6号から第9号までのいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (2) 補助金に係る経費の収支を明らかにする書類、帳簿等を整備の上、実施年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条第1項の別に定める期日は、規則第6条第1項の規定による通知を受領した日から起算して15日を経過した日とする。

(実績報告書)

第11条 規則第12条の別に定める期日は、補助対象事業が完了した日から起算して1月を経過した日又は実施年度の3月8日（同日が国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その休日以後最初の休日でない日）のいずれか早い日とする。

2 規則第12条第1号の収支計算書は、空き店舗活用にぎわい創出事業

収支決算書（第4号様式）とする。

3 規則第12条第2号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 出店者向け空き店舗活用にぎわい創出事業報告書（第5号様式）（  
出店者向け事業を実施した者に限る。）
- (2) 商店街等向け空き店舗活用にぎわい創出事業報告書（第6号様式）  
(商店街等向け事業を実施した者に限る。)
- (3) 補助対象経費の支出が確認できる領収書等の証拠書類の写し
- (4) 事業実施後の店舗の位置図、図面、写真及び賃貸借契約書の写し（  
出店者向け事業又は商店街等向け事業（整備・にぎわい創出事業を実  
施する者に限る。）に限る。）
- (5) 商店街等の組織に加入していることを証する書類（出店者向け事業  
を実施した者に限る。）
- (6) 営業許可書、届出の写し等（出店者向け事業を実施した者（営業許  
可、届出等の必要な業種を営む者に限る。）に限る。）
- (7) 事業実施が確認できる写真（商店街等向け事業を実施した者に限る。  
(財産の処分の制限)

第12条 規則第19条第2号又は第3号に掲げる別に定めるものは、減  
価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。  
以下「省令」という。）に定められた資産とする。

2 規則第19条ただし書の市長が別に定める期間は、省令で定める耐用  
年数とする。  
(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 第7条第6項ただし書の規定により補助金を申請した者は、補

助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、仕入れに係る消費税等相当額報告書（第7号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させことがある。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和5年7月10日告示第372号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

附 則（令和6年3月14日告示第132号）

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、告示の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	業種
小売業	各種商品小売業
	織物・衣服・身の回り品小売業
	飲食料品小売業
	機械器具小売業
	その他の小売業
飲食サービス業	飲食店
	持ち帰り・配達飲食サービス業
生活関連サービス業	洗濯・理容・美容・浴場業
	その他の生活関連サービス業

別表第2（第5条、第6条関係）

区分	補助対象経費	補助率
(1) 出店者向け事業	需用費、役務費、委託料、工事請負費	2分の1
(2) 商店街等向け事業	賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、工事請負費	3分の2

第1号様式（第7条関係）

出店者向け空き店舗活用にぎわい創出事業計画書

1 申請者情報

所在地	
商号又は名称	
代表者職・氏名	
設立年月日	
資本金	
常時雇用する従業員数	人 (うちパートアルバイト等： 人)
主たる業種	
担当者職・氏名	
担当者TEL	
担当者メールアドレス	

2 空き店舗情報

所在地	
店舗面積	
店舗階数	階建ての 階
店舗家賃	月額 円（税込）
店舗所有者及び連絡先	所有者名： 連絡先：
空き店舗となっている期間	賃貸物件として募集開始した日： 年 月 確認先：
賃貸借契約期間	年 月 日から 年 月 日まで
空き店舗が所在する地区の商店街等の団体名	

3 空き店舗での事業活動

業種	<input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 飲食業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> その他
店舗の事業内容	
店舗名称（予定）	
開店日（予定）	年 月 日
営業時間（予定）	
地域（商店街）へ与える効果	

#### 4 空き店舗改装工事内容

改装工事内容	
改装工事期間（予定）	年 月 日から 年 月 日まで

#### 5 開業店舗の収益計画

(単位：円)

区分 決算期	開業 1 年目	開業 2 年目	開業 3 年目
	年 月 から 年 月	年 月 から 年 月	年 月 から 年 月
①売上高	円	円	円
②売上原価	円	円	円
③売上利益 ③ = ① - ②	円	円	円
④販売管理費	円	円	円
⑤営業利益 ⑤ = ③ - ④	円	円	円
⑥従業員数	人	人	人

#### 6 事業スケジュール

## 第2号様式（第7条関係）

### 商店街等向け空き店舗活用にぎわい創出事業計画書

#### 1 申請者情報

所在地	
申請者の名称	
代表者職・氏名	
担当者職・氏名	
担当者TEL	
担当者メールアドレス	

#### 2 補助対象事業の概要

事業区分	<input type="checkbox"/> (1) 調査・分析事業 (商店街に必要とされる店舗及び地域コミュニティ拠点の調査・分析、タウンマネージャー等の専門家との空き店舗対策のための勉強会等の実施等) <input type="checkbox"/> (2) 誘致・可能性調査事業 (新規創業者誘致事業、チャレンジショップの実施、空き店舗ツアーの開催、出店希望者とのマッチング事業、出店希望者への専門家の派遣等) <input type="checkbox"/> (3) 整備・にぎわい創出事業 (地域コミュニティ拠点整備(若者及び子育て世代の交流・休憩スペースの整備、コワーキングスペースの整備等)、新規創業スペースの整備等)
事業内容	
空き店舗対策としての効果	
地域のにぎわい創出としての効果	
事業スケジュール	

### 3 空き店舗情報

2(3)整備・にぎわい創出事業を実施する場合のみ記載

所在地	
店舗面積	
店舗階数	階建の 階
店舗家賃	月額 円 (税込)
店舗所有者及び連絡先	所有者名 : 連絡先 :
空き店舗となっている期間	賃貸物件として募集開始した日 : 年 月 確認先 :
賃貸借契約期間	年 月 日から 年 月 日まで
改装工事内容	
改装工事期間（予定）	年 月 日から 年 月 日まで

第3号様式（第7条関係）

空き店舗活用にぎわい創出事業収支予算書

(収入の部)

(単位：円)

項目	予算額	摘要
補助金		
自己資金		
金融機関借入		
合計		

(支出の部)

(単位：円)

項目	予算額			摘要
	補助対象 経費	補助対象 外経費	計	
合計				

第4号様式（第11条関係）

空き店舗活用にぎわい創出事業収支決算書

(収入の部)

(単位：円)

項目	精算額	摘要
補助金		
自己資金		
金融機関借入		
合計		

(支出の部)

(単位：円)

項目	精算額			摘要
	補助対象 経費	補助対象 外経費	計	
合計				

第5号様式（第11条関係）

出店者向け空き店舗活用にぎわい創出事業報告書

1 実績概要

店舗名称	
店舗所在地	
業種	<input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 飲食業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> その他
店舗詳細	
出店までの事業経過	
開店日	年 月 日
営業時間	
店舗面積	
店舗階数	階建ての 階
店舗家賃	月額 円（税込）
店舗所有者及び連絡先	所有者名： 連絡先：
空き店舗となっていた期間	賃貸物件として募集開始した日： 年 月 確認先：
賃貸借契約期間	年 月 日から 年 月 日まで
店舗が所在する地区の商店街等の団体名	
地域（商店街）へ与える効果	
改装工事内容	
改装工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
今後の予定	

## 第6号様式（第11条関係）

### 商店街等向け空き店舗活用にぎわい創出事業報告書

#### 1 補助対象事業の概要

事業区分	<input type="checkbox"/> (1) 調査・分析事業 (商店街に必要とされる店舗及び地域コミュニティ拠点の調査・分析、タウンマネージャー等の専門家との空き店舗対策のための勉強会等の実施等) <input type="checkbox"/> (2) 誘致・可能性調査事業 (新規創業者誘致事業、チャレンジショップの実施、空き店舗ツアーの開催、出店希望者とのマッチング事業、出店希望者への専門家の派遣等) <input type="checkbox"/> (3) 整備・にぎわい創出事業 (地域コミュニティ拠点整備（若者及び子育て世代の交流・休憩スペースの整備、コワーキングスペースの整備等）、新規創業スペースの整備等)
事業内容	
空き店舗対策としての効果	
地域のにぎわい創出としての効果	
事業実施の経過	
今後の予定	

## 2 空き店舗情報

1 (3)整備・にぎわい創出事業を実施した場合のみ記載

所在地	
店舗面積	
店舗階数	階建ての 階
店舗家賃	月額 円 (税込)
店舗所有者及び連絡先	所有者名 : 連絡先 :
空き店舗となっていた期間	賃貸物件として募集開始した日 : 年 月 確認先 :
賃貸借契約期間	年 月 日から 年 月 日まで
改装工事内容	
改装工事期間	年 月 日から 年 月 日まで

第7号様式（第13条関係）

年　月　日

（あて先）長崎市長

補助事業者

住 所

氏 名

仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け 号により補助金の交付決定があった事業について、仕入れに係る消費税等相当額が確定したので、次のとおり報告します。

1 事業名

2 補助金の確定額 金 円

3 補助金の確定時における仕入れに係る消費税等控除額 金 円

4 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等控除額 金 円

5 補助金返還相当額 (4 - 3) 金 円

6 添付書類